

社会福祉法人酒田報恩会 評議員選任・解任委員 及び評議員並びに役員の報酬等に関する規程

(平成29年1月10日 規程第6号)

改正 平成29年3月27日 規程第8号

(趣 旨)

- 第1条 この規程は、社会福祉法人酒田報恩会定款第7条及び第11条2号及び3号並びに第22条に基づき、評議員選任・解任委員及び評議員並びに役員（以下、「役員等」という。）の報酬等の額並びに報酬等の支給基準に関し必要な事項を定める。
- 2 なお、役員等の報酬等を定めるにあたっては、当法人の経理状況及び地域の報酬並びに給与等の状況を勘案し、不当に高額なものとならないよう配慮し、役員等の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定並びに支給方法等に関する事項を含めた報酬等の支給基準を定める。

(役員等の各年度報酬支給限度額総額)

- 第2条 定款第9条に定める評議員報酬の各年度支給限度額総額を除く、評議員選任・解任委員及び役員等の各年度支給限度額総額は次の額のとおりとする。
- (1) 評議員選任・解任委員に対する各年度報酬支給限度額総額は、30,000円を超えない範囲で、下記に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給する。
- (2) 役員に対する各年度支給限度額総額は、270,000円を超えない範囲で、下記に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給する。

(報酬支給基準)

- 第3条 役員等に対しては、それぞれの役員等の勤務形態に応じて、次のとおり報酬を支給するものとする。
- (1) 会長及び監事に対しては、年額報酬として第4条第1項に定める額を支給する。ただし、年度途中で退任等により、その役職を辞した場合は、年額報酬額の月割計算額を、在籍した日の属する月まで支給する。
- (2) 会長及び監事を除くその他の役員等に対しては、日額報酬として第4条第2項に定める額を支給する。
- 2 施設長及び施設職員で役員等に就いて、その施設より給与を受ける者については報酬を支給しない。
- 3 役員等の賠償責任補償保険料のうち、役員等の個人負担分は報酬として支給する。

(報酬支給額)

第4条 会長に対する年額報酬の額は、120,000円とし、監事に対する年額報酬の額は、1人36,000円とする。

2 その他の役員等に対する日額報酬の額は、評議員選任・解任委員会及び評議員会並びに理事会出席1回につき3,000円とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員の内、会長及び監事に対して支給する年額報酬は毎年3月に支給する。

2 その他の役員等に対して支給する日額報酬は、それぞれ評議員選任・解任委員会、評議員会又は理事会に出席した回数に基づいて金額を確定し、毎年3月に支給する。

ただし、第3条第3項の報酬は、毎年4月に支給する。

3 前2項に定める報酬等を支給する際は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して、支給する。

4 報酬等の支払いは、現金で役員等に直接支給するか、役員等本人からの承諾により本人の指定する本人名義の金融機関口座に、前項の支給月までに振り込みする方法による。

(旅費等の支給)

第6条 役員等が、職務のための出張、その外、役員等研修会や交流会等に出席するときは、旅費又は諸経費等について、その実費相当額を支給する。

2 前項による旅費の支給基準及び旅費の額は、「社会福祉法人酒田報恩会職員旅費支給規程(昭和59年10月28日 規程第2号)」を準用する。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議による。

(委 任)

第8条 この規程の施行に関して必要な細則は、理事会の決議を経て別に定めることができる。

附 則 (平成29年1月10日 規程第6号)

この規程は、平成29年1月10日に制定する。

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

附 則 (平成29年3月27日 規程第8号)

この規程は、平成29年4月1日より施行する。